

【定款例】

医療法人社団 * * * 内科クリニック 定款

第1章 名称及び事務所

【名 称】

第1条 本団体は、医療法人社団 * * * 内科クリニックと称する。

【事務所】

第2条 本社は事務所を*****に置く。

第2章 目的及び事業

【目的及び事業】

第3条 本社は、診療所を經營し、科学的で、かつ、適正な医療を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は次のとおりとする。

医療法人社団 * * * * 内科クリニック

* * * * *

第3章 社 員

【入社】

第5条 本団体の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

【資格喪失】

第6条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

(1) 除名

(2) 死亡

(3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず、本社の定款に違反し、又は品位を傷つける行為の
あつた者は、社員総会の議決を経て、除名することができる。

【退 社】

第7条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第4章 資産及び会計

【資産】

第8条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

【管理】

第9条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

【現金】

第10条 資産のうち現金は、日常出納するに必要なものを除き、確実な 銀行若しくは信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え、保管するものとする。

【予算】

第11条 本社の収支予算は、毎年会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

【会計年度】

第12条 本社の会計年度は、毎年**月**日に始まり、翌年**月**日に終わる。

【決算】

第13条 本社の決算については、毎会計年度終了後2箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備え置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を***知事に届け出なければならない。

【剰余金】

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときには、理事会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第5章 役員

【役員】

第15条 本社の役員は、次の役員を置く。

- (1) 理 事 長 * 名
- (2) 理 事 * 名(うち理事長 1 名)
- (3) 監 事 * 名

【役員の選任】

第 16 条 理事及び監事は、社員総会において本社の社員の中から選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本社の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

【役員の職務】

第 17 条 理事長のみが本社を代表する。

- 2 理事長は本社の業務を総理する。
- 3 理事は、本社の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定められた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本社の業務を監査すること。
 - (2) 本社の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを * * * 知事又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 7 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する診療所の管理者その他職員を含む。）を兼ねてはならない。

【役員の任期】

第 18 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第 6 章 会 議

【会議の種類】

第 19 条 会議は、社員総会及び理事会の二つとし、社員総会は、これを定時総会と臨時総会に分ける。

【開催の期間】

第 20 条 定時総会は毎年 2 回 * 月及び * * 月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。

【会議の招集】

第 21 条 理事長は、必要があると認めたときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

【決議事項】

第 22 条 次の事項は、社員総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本団体の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

【決 議】

第 23 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長は、社員として議決に加わることができない。

【招 集】

第 24 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的たる事項、日時 及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。

ただし、急を要する場合はこの限りでない。

【議決権及び選挙権】

第 25 条 社員は、社員総会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。

【書面決議及び代理人】

第 26 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

【利害関係者の議決権】

第 27 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

【議事細則】

第 28 条 社員総会の事項についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 7 章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第 29 条 この定款は、社員総会の議決を経て、かつ、* * * 知事の認可を得なければ変更することができない。

第 8 章 解散及び合併

【解散】

第 30 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 項の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 項の事由により解散する場合は、* * * 知事の認可を受けなければならない。

【清算人】

第 31 条 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、***知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

【残余財産】

第 32 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選択して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（民法第 34 条の規定により設立された法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 33 条 本団は、総社員の同意があるときは、***知事の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第 9 章 雑 則

【公 告】

第 34 条 本団の公告は、官報によって行う。

【他法との関係】

第 35 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

1 本団の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	＊ ＊	＊ ＊
理 事	＊ ＊	＊ ＊
監 事	＊ ＊	＊ ＊

- 2 本社の設立当初の会計年度は、第 1 2 条の規定にかかわらず、本設立の日から平成 ＊ ＊年 ＊月 ＊ ＊日までとする。